

事 件 番 号	令和元年（行ケ）第 10089 号	言 渡 日	令和元年 11 月 26 日
事 件 名	審決取消請求事件		
裁 判 所	知的財産高等裁判所第 4 部		
原 告	有限会社デッキ	訴訟代理人弁理士	木村 満 外 2 名
被 告	特許庁長官	指 定 代 理 人	小林裕和 外 2 名
意匠に係る物品	押出し食品用の口金		
関 連 条 文	意匠法第 3 条第 2 項		
主 文	原告の請求を棄却する。		
判 決 要 旨	本願意匠に係る「押出し食品用の口金板」の物品分野においては、抜き穴から食品を棒状に押し出す調理器具に使用される金属製の円形板の口金板に設けられた、角部に面取りを施した 5 つ又は 6 つの凸部からなる星形の抜き穴の形状は、本願の出願当時、公然知られていたことが認められる。 加えて、板状の金属材料にデザイン性を持たせるため、60°千鳥の配置態様で、複数の「抜き孔」を設けることは、本願の出願当時、ごく普通に行われていたことであり、当業者にとってありふれた手法であったこと、19 個の抜き穴を千鳥状に配置する形状は公然知られていたこと（例えば、意匠 3）に照らすと、本願意匠は、本願の出願当時、円形板の抜き穴の形状として公然知られていた角部に面取りを施した 5 つの凸部からなる星形の抜き穴（例えば、意匠 1）を、当業者にとってありふれた手法により、薄い円形板に、同一の方向性に向きを揃えて、60°千鳥の配置態様で 19 個形成して創作したにすぎないものといえるから、本願意匠の創作には当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性があるものとは認められない。 19 個の星形の抜き穴を 60°千鳥に配置した場合、外側に配置された星形の抜き穴の周縁部側の凸部先端をそれぞれ直線で結んだ図形は正六角形となり、この図形と円形板の外周とで形成される余白部分が蒲鉾状となることは自明であることに照らすと、本願意匠の余白部分の形状の創作に着想の新しさないし独創性は認められない。 以上によれば、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。		

事案の概要

本件は、拒絶査定不服審判請求（不服 2019 - 508 号事件）を不成立とした審決取消訴訟である。争点は、意匠登録出願の意匠である本願意匠が、意匠 1 ないし意匠 3 の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたかどうか（意匠法第 3 条第 2 項）である。

1. 特許庁における手続の経緯

(1) 原告は、平成 29 年（2017 年）11 月 30 日、意匠に係る物品を「押出し食品用の口金」とし、意匠の形態を下記のとおりとする意匠（以下「本願意匠」という。）について、意匠登録出願（意願 2017 - 26691 号。以下「本願」という。）をした。

(2) 原告は、平成 30 年 11 月 7 日付けの拒絶査定を受けたため、平成 31 年 1 月 16 日、拒絶査定不服審判を請求した。

特許庁は、上記請求を不服 2019 - 508 号事件として審理し、令和元年 5 月 9 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月 21 日、原告に送達された。

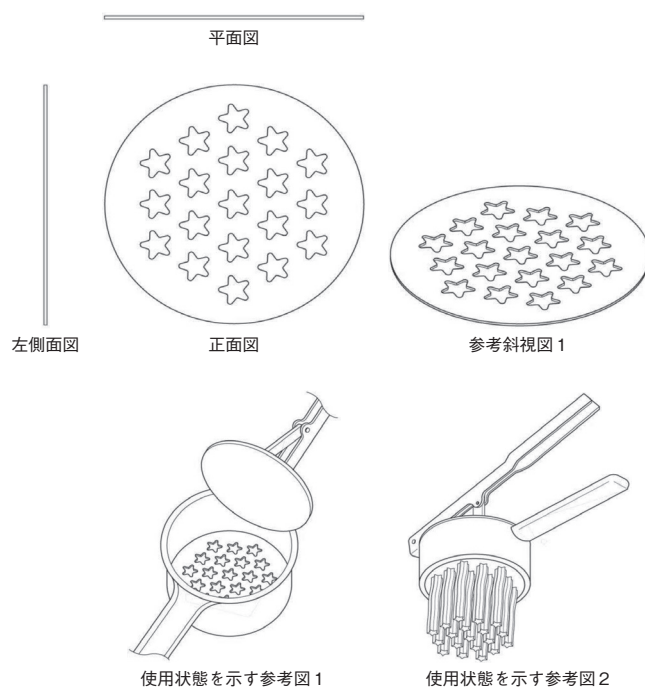
(3) 原告は、令和元年 6 月 15 日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2. 本願意匠

(1) 本願意匠は、意匠に係る物品を「押出し食品用の口金」とし、本願意匠の形態は、別紙第 1 記載のとおりであり、薄い円形板に、角部に面取りを施した 5 つの凸部からなる星形の抜き穴を、同一の方向性に向きを揃え、各抜き穴の中心部を結んだ線のなす角度が 60°となるような千鳥状（「60°千鳥」）の配置態様で 19 個形成したものである。

(2) 本願の願書の「意匠に係る物品の説明」欄には、「本願意匠は、主にステンレス製の薄板で作成する。食品に清潔感を表現する。」との記載がある。

本願意匠に係る「押出し食品用の口金」は、ハンディーマッシャー（押し潰し器）等に装着して使用され、抜き穴から食品を棒状に押し出すことができるものであり、略円筒形状の底面部内周部分に環状縁部を設けた上記調理器具に装着して使用されるものである。



3. 本願の出願前に公然知られた形状等

(1) 意匠1 (乙1)

意匠1の意匠に係る物品は、インド菓子「ムルック」を作製する調理器具である「ムルックメーカー」(murukku maker)に装着し、ムルックの食材を抜き穴から押し出して棒状に形成する際に使用する「押出し食品用の口金板」である(乙1)。

意匠1は、別紙第2記載のとおり、「薄い円形板の中心付近に、角部に面取りを施した5つの凸部からなる星形の抜き穴を1個形成したもの」であり、本願意匠の出願前に公然知られた形状であることが認められる。

(2) 意匠2 (乙2)

意匠2の意匠に係る物品は、インド菓子「ムルック」を作製する調理器具である「ムルックプレス」(murukku press)に装着し、ムルックの食材を抜き穴から押し出して棒状に形成する際に使用する「押出し食品用の口金板」である(乙2)。

意匠2は、別紙第3記載のとおり、「薄い円形板の中心から略等距離の位置に、角部に面取りを施した6つの凸部からなる星形の抜き穴を、正三角形となる配置態様で3個形成したもの」であり、本願意匠の出願前に公然知られた形状であることが認められる。

(3) 意匠3 (乙3)

意匠3の意匠に係る物品は、押出し食品用の調理器具としても使用できるステンレススチール製の「ポテトライサー (Potato Ricer)」に装着し、じゃがいも等の食品を抜き穴から押し出す際に使用する「押出し食品用の口金板」である(乙3)。

意匠3は、別紙第4記載のとおり、「薄い円形板の全面部分に、同一形状の長円形の抜き穴を、その長手方向の傾きの角度を揃えて、略千鳥状の配置態様で19個形成したもの」であり、本願意匠の出願前に公然知られた形状であることが認められる。



意匠1



意匠2



意匠3

4. 審決の理由の要点

本件審決の理由の要旨は、①本願意匠は、意匠に係る物品を「押出し食品用の口金」とし、本願の願書の添付図面の記載によれば、ハンディーマッシャー（押し潰し器）等に装着して使用され、略星形の抜き穴から食品を棒状に押し出すことができるものである、②本願意匠の形態は、本願の出願前に公然知られたと認められる意匠1に見られるような角

部に面取りを施した5つの凸部からなる星形の抜き穴を、薄い円形板に千鳥状の配置態様になるように19個形成して創作したにすぎないものであって、この創作には当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性があるとはいえず、本願意匠は、当業者であれば、格別の障害も困難もなく容易に創作をすることができたものと認められる、③そうすると、本願意匠は、当業者が本願の出願前に日本国内において公然知られた形状の結合に基づいて容易に創作をすることができたもの（意匠法3条2項）に該当し、意匠登録を受けることができないから、本願は拒絶すべきものであるというものである。

原告の主張

本願意匠は、星形の抜き穴を1枚の無垢の円形板に複数個、均等に穿設する際に、円形板と、整列した抜き穴が構成する図形と、抜き穴のない周縁部分が、唯一無二の美感を与えるように、個々の抜き穴のサイズを決定し、抜き穴の数を19個とし、これを千鳥状に配置したものである。本願意匠は、抜き穴のうち外側に配置された抜き穴が形成する正六角形と、その外側の蒲鉾状の周縁部分及び円形板の円形の全てが、円形板の中心点を中心として均等に整然と配置され、落ち着きと、併せてリズム感ないし安定性を表現している。

すなわち、下記の図1（星形の中心点を結んで六角形で描いた図）に示すように、円形板の円形の中に、六角形を成す抜き穴が配置された態様は、リズム感があり、全く新しい美しさである。また、図2（周縁にできる蒲鉾上の余白部分を示した図）に示すように、6個の蒲鉾状図形と、円形板の円形が醸し出す美しさは、全ての物品から理解できる美しさを凌駕する。

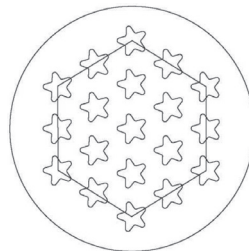


図1

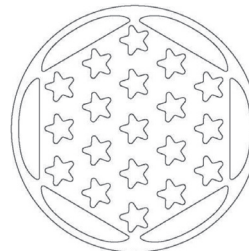


図2

裁判所の判断

1. 創作容易性についての判断

本願の出願当時（出願日平成29年11月30日）、①板状の金属材料にデザイン性を持たせるため、60°千鳥の配置態様で、複数個の「抜き孔」を設けることは、ごく普通に行われていたことであり、当業者にとってありふれた手法であったこと、②19個の抜き穴を千鳥状に配置する形状は、公然知られていたこと（例えば、意匠3）が認められる。

（1）本願の出願当時（出願日平成29年11月30日）、①板状の金属材料にデザイン性を持たせるため、60°千鳥の配置態様で、複数個の「抜き孔」を設けることは、ごく普通に行われていたことであり、当業者にとってありふれた手法であったこと、②19個の抜き穴を千鳥状に配置する形状は、公然知られていたこと（例えば、意匠3）が認めら

れる。

本願意匠についてみるに、前記認定のとおり、本願意匠は、薄い円形板に、角部に面取りを施した5つの凸部からなる星形の抜き穴を、同一の方向性に向きを揃え、各抜き穴の中心部を結んだ線のなす角度が60°となるような千鳥状（「60°千鳥」）の配置態様で19個形成した「押し出し食品用の口金」の意匠であり、また、本願意匠に係る「押し出し食品用の口金」は、主にステンレス製の薄板で作成され、ハンディーマッシャー（押し潰し器）等に装着して使用され、抜き穴から食品を棒状に押し出すことができるものであり、略円筒形状の底面部内周部分に環状縁部を設けた上記調理器具に装着して使用されるものである。

しかるところ、前記認定事実によれば、本願意匠に係る「押し出し食品用の口金板」の物品分野においては、抜き穴から食品を棒状に押し出す調理器具に使用される金属製の円形板の口金板に設けられた、角部に面取りを施した5つ又は6つの凸部からなる星形の抜き穴の形状は、本願の出願当時、公然知られていたことが認められる。

加えて、板状の金属材料にデザイン性を持たせるため、60°千鳥の配置態様で、複数個の「抜き孔」を設けることは、本願の出願当時、ごく普通に行われていたことであり、当業者にとってありふれた手法であったこと、19個の抜き穴を千鳥状に配置する形状は公然知られていたこと（例えば、意匠3）に照らすと、本願意匠は、本願の出願当時、円形板の抜き穴の形状として公然知られていた角部に面取りを施した5つの凸部からなる星形の抜き穴（例えば、意匠1）を、当業者にとってありふれた手法により、薄い円形板に、同一の方向性に向きを揃えて、60°千鳥の配置態様で19個形成して創作したにすぎないものといえるから、本願意匠の創作には当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性があるものとは認められない。

したがって、本願意匠は、本願の出願前に公然知られた形状の結合に基づいて、当業者が容易に創作をすることができたものと認められる。

これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

（2）これに対し原告は、本願意匠は、星形の抜き穴を1枚の無垢の円形板に複数個、均等に穿設する際に、円形板と、整列した抜き穴が構成する図形と、抜き穴のない周縁部分が、唯一無二の美感を与えるように、個々の抜き穴のサイズを決定し、抜き穴の数を19個とし、これを千鳥状に配置したものであり、本願意匠は、抜き穴のうち外側に配置された抜き穴が形成する正六角形と、その外側の蒲鉾状の周縁部分及び円形板の円形の全てが、円形板の中心点を中心として均等に整然と配置され、落ち着きと、併せてリズム感ないし安定性を表現している、これにより、本願意匠は、独特の美感をもたらし、これまでにない美感を看者に与えるものであるから、本願意匠の創作には当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性があるとして、本願意匠は、本願の出願前に公然知られた形状の結合に基づいて当業者が容易に創作をすることができたものとはいえない旨主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、本願意匠は、本願の出願当時、円形板の抜き穴

の形状として公然知られていた角部に面取りを施した5つの凸部からなる星形の抜き穴（例えば、意匠1）を、当業者にとってありふれた手法により、薄い円形板に、同一の方向性に向きを揃えて、60°千鳥の配置態様で19個形成して創作したにすぎないものである。

そして、本願意匠に係る物品「押し出し食品用の口金」は、略円筒形状の底面部内周部分に環状縁部を設けた調理器具に装着して使用され、抜き穴から食品を棒状に押し出すことができるものであることに照らすと、調理器具の環状縁部と当接する口金の周縁部分に抜き穴を形成することができない余白部分が生じ得ることは、当業者であれば、当然想定するものといえる。また、円形板の口金に、角部に面取りを施した5つの凸部からなる星形の抜き穴を、同一の方向性に向きを揃えて、60°千鳥の配置態様で19個配置する場合には、円形板の直径と円形板に配置する星形の抜き穴に外接する円形の直径の比率、抜き穴と抜き穴の中心間隔（ピッチ）等に応じて、口金の周縁部分の余白部分の大きさは一定の範囲内のものに収まること、円形板の中心に星形の抜き穴を配置し、これを中心点として19個の星形の抜き穴を60°千鳥に配置した場合、外側に配置された星形の抜き穴の周縁部側の凸部先端をそれぞれ直線で結んだ図形は正六角形となり、この図形と円形板の外周とで形成される余白部分が蒲鉾状となることは自明であることに照らすと、別紙第1記載の本願意匠の余白部分の形状の創作に着想の新しきないし独創性は認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

2. 結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法性は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

知的財産高等裁判所第4部 裁判長裁判官 大鷹一郎
裁判官 古河謙一
裁判官 岡山忠広

判決にまつわる検討

本件は、拒絶査定不服審判において本願意匠について意匠1ないし意匠3に基づいて容易に創作できたものであるか否かが争われ、本願意匠は創作容易であると判断された案件である。

「その創作に当業者の立場からみた意匠の着想の新しきないし独創性があるものと認められない場合には、当業者が容易に創作をすることができた意匠に当たる」ものとして、最高裁昭和45年（行ツ）第45号（可撓性ホース事件）や、最高裁昭和48年（行ツ）第82号（帽子事件）を挙げ、意匠法第3条第2項について丁寧に説示している。

引用意匠である意匠1には「5つの凸部からなる星形の抜き穴」があり、意匠2には「6

つの凸部からなる星形の抜き穴」があり、意匠3には「19個の抜き穴を千鳥状に配置する形状」が公然知られているから、「当業者にとってありふれた手法により、薄い円形板に、同一の方向性に向きを揃えて、60°千鳥の配置態様で19個形成して創作したにすぎないものといえる」として、本願意匠は、その創作が容易なものであったと判断された。

意匠3は、穴が小判状の長円形状で、外周寄りの余白部分の面積が少ないものであるが、「19個の抜き穴を千鳥状に配置する形状」といえるので、「60°千鳥の配置態様」について補強した引用意匠であると思料する。

意匠1と意匠2は「ムルック」というインド菓子を作る時に用いられるものであり、意匠3は「ポテトライサー＆マッシャー」に用いられるものであるが、いずれも調理器具に装着して使用される「押し食品用の口金」であり、当業者が容易に創作をすることができたとの判決の結論にはあまり異論がないものと思われる。

原告は、「円形板の周縁にどの程度余白を残すかは、円形板に19個の抜き穴を千鳥状に配置してなる本願意匠の美感を大きく左右する。」と主張したが、判決では「外側に配置された星形の抜き穴の周縁部側の凸部先端をそれぞれ直線で結んだ図形は正六角形となり、この図形と円形板の外周とで形成される余白部分が蒲鋒状となることは自明である。」として、「本願意匠の余白部分の形状の創作に着想の新しさないし独創性は認められない。」と結論付けている。

令和元年の意匠法の改正により、「創作非容易性」の判断が具体的にどのように運用されていくのか大変興味深い。「当業者にとってありふれた手法」であるのか否か、引用意匠から本願意匠の形態が「当業者であれば、当然想定するものといえる」のか否か、また、「その創作に着想の新しさないし独創性が認められない」理由について、丁寧な証拠の開示が望まれるものと思料する。

